

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(三件)

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 保安林の指定の解除
- 公有水面の埋立ての免許

告 示

鳥取県告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上三栄地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	内容
矢戸字高畦	同上の区域(昭和五十九年二月八日現在の地番による。) 矢戸字高畦のうち一〇五三の一の一部、一〇五四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五四の一、一〇五五と一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字下高畦一〇七九の一の一部
矢戸字下高畦	矢戸字下高畦のうち一〇七九の一の一部以外の区域 矢戸字高畦一〇五三の一の一部、一〇五四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五四の一、一〇五五と一体をなす国有地の一部 矢戸字東大深ケ一〇九八の一の一部、一〇〇〇の一部、一〇〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地
矢戸字東大深ケ	矢戸字東大深ケのうち一〇九八の一の一部、一〇〇〇の一部、一〇〇一の一部、一〇〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字山崎一〇四から一〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇八と一体をなす国有地の一部 矢戸字鍵取免一一二七の一部、一一二八の一部及び一一二

矢戸字山崎	九の一と二体をなす国有地の一部
矢戸字山崎のうち一一〇四、一一〇五、一一〇六の一部、一一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇八、一一二六と一体をなす国有地の一部以外の区域	
矢戸字鍵取免	矢戸字鍵取免のうち一一二七の一部、一一二八の一部及び一一二九の一と二体をなす国有地の一部以外の区域 矢戸字東大深ヶ一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一〇二と一体をなす国有地の一部 矢戸字山崎一一〇四の一部、一一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二六と一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福山区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十九年三月一日現在の地番による。）
大字福山字實吉	大字福山字實吉のうち五九の九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福山字田辺六〇の二の一部、六二の二の一部
大字福山字田辺	大字福山字實吉五九の九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五五の一と一体をなす国有地の一部 大字福山字田辺のうち六〇の二の一部、六二の二の一部、八五の一部、八六の一部、八七から八九まで、九〇の一部、九一、九二の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福山字追分一五一の一部及びこれと一体をなす国有地
大字福山字追分	大字福山字田辺八五の九の一部、八六の一部、八七から八九まで、九〇の一部、九一、九二の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福山字追分のうち一四五の三の一部、一四五の四の一部、一五一の一部、一五八から一六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福山字廣口一七四の一部及び一七四と一体をなす国有地の一部 大字福山字追分ヶ谷一九九の三
大字福山字上ノ谷	大字福山字上ノ谷のうち一七〇の九、一七〇の一〇以外の区域
大字福山字廣口	大字福山字追分一四五の三の一部、一四五の四の一部、一五八から一六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四四の三と一体をなす国有地の一部 大字福山字上ノ谷一七〇の九、一七〇の一〇 大字福山字廣口のうち一七四の一部及び一七四と一体をなす

<p>大字福山字追分ケ谷</p>	<p>す国有地の一部以外の区域 大字福山字町元二二二の二の一部、二二三、二二四の二の一部、二二四の二から二二四の四まで、二二四の七の一部、二二四の二、二三四の二の一部、二二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字福山字町元</p>	<p>大字福山字町元のうち二二二の二の一部、二二三、二二四の二の一部、二二四の二から二二四の四まで、二二四の七の一部、二二四の二、二三一の二の一部、二三一の二の一部、二二三の二の一部、二三四の二の一部、二二六の二の一部、二四三の二、二四三の二、二四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福山字西原二四八の二の一部、二四八の三の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福山字西原</p>	<p>大字福山字町元二三一の二の一部、二三一の二の一部、二二三の二の一部、二四三の二、二四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福山字西原のうち二四八の二の一部、二四八の三の一部、二四九の二の一部、二五二の四の一部、二五二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福山字宮ノ前二八二の四、二八二の二の一部、二八二の二の一部、二八三の二、二八三の三の一部、二八三の四の一部、二八四の二の一部、二八四の二、二八四の三、二八五の二の一部、二八六の二の一部、二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字福山字小平谷</p>	<p>大字福山字小平谷のうち二七三の三、二七三の四以外の区域</p>

<p>大字福山字不動谷</p>	<p>大字福山字不動谷のうち二七六の六、二七六の七、二七六の九以外の区域</p>
<p>大字福山字宮ノ前</p>	<p>大字福山字西原二五二の四の一部、二五二の六の一部 大字福山字小平谷二七三の三、二七三の四 大字福山字不動谷二七六の六、二七六の七、二七六の九 大字福山字宮ノ前のうち二八一の四、二八二の二の一部、二八二の二の一部、二八三の二、二八三の三、二八三の四の一部、二八四の二の一部、二八四の三、二八五の二の一部、二八六の二の一部、二八八の二の一部、二八九の二、三〇〇の二、三〇二の二、三〇二の三、三〇三の二、三〇三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福山字不動向谷三〇五の五、三〇五の六 大字福山字山崎三六二の二の一部、三六二の二の一部、三六三の五、三六三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字福山字定十平三七〇の三の一部</p>
<p>大字福山字山崎向谷</p>	<p>大字福山字不動向谷のうち三〇五の五、三〇五の六以外の区域 大字福山字宮ノ前二九九の二、三〇〇の二、三〇二の二、三〇二の三、三〇三の二、三〇三の三及びこれらと一体をなす国有地 大字福山字山崎のうち三六二の二の一部、三六二の二の一部、三六三の五、三六三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字福山字定十平三七〇の三の一部 大字福山字岩元三九三の二から三九三の三まで、三九四の二から三九四の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字福山字定十平</p> <p>大字福山字定十平のうち三七〇の三以外の区域</p>	<p>大字福山字清水谷</p> <p>大字福山字清水谷のうち三七五の二以外の区域</p>	<p>大字福山字岩元</p> <p>大字福山字岩元のうち三九三の一から三九三の三まで、三九四の一から三九四の五まで、四〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字福山字才ノ神谷四一の一の六から四一の一の一一まで</p> <p>大字福山字福渡四四四、四四五の一部、四四七の二の一部、四四八の二の一部、四四八の二、四四八の三、四四九の一、四四九の二、四五〇の二の一部、四五〇の二の一部、四五〇の三、四五三の一から四五三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字福山字才ノ神谷</p> <p>大字福山字才ノ神谷のうち四二一の六から四二一の一一まで以外の区域</p>	<p>大字福山字會合谷</p> <p>大字福山字會合谷のうち四一四の三以外の区域</p>	<p>大字福山字福渡</p> <p>大字福山字清水谷三七五の二</p> <p>大字福山字岩元四〇八の一部</p> <p>大字福山字會合谷四一四の三</p> <p>大字福山字福渡のうち四一八の一部、四一九の二の一部、四二〇の一部、四四四、四四五の一部、四四七の二の一部、四四八の二の一部、四四八の二、四四八の三、四四九の一、四四九の二、四五〇の二の一部、四五〇の二の一部、四五〇の三、四五三の一から四五三の三までの一部、四七八の一の一部、四七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福山字小谷四八〇の三、四八〇の四、四八〇の五の一部、四八〇の六</p> <p>大字福山字曹谷四八一の六、四八一の七、四八二の三</p>
<p>大字福山字小谷</p> <p>大字福山字小谷のうち四八〇の二から四八〇の六まで以外の区域</p>	<p>大字福山字曹谷</p> <p>大字福山字曹谷のうち四八一の六、四八一の七、四八二の三以外の区域</p>	<p>大字福山字又谷</p> <p>大字福山字又谷のうち四八四の二から四八四の四まで、四八六の二から四八六の四まで以外の区域</p>	<p>大字福山字曲り田</p> <p>大字福山字福渡四一八の一部、四一九の二の一部、四二〇の一部、四七八の二の一部、四七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福山字小谷四八〇の二、四八〇の五の一部</p> <p>大字福山字又谷四八四の二から四八四の四まで、四八六の二から四八六の四まで</p> <p>大字福山字曲り田のうち五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四、五〇五の二の一部、五〇六、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九の二の一部、五二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福山字直助向谷五二九の二、五二九の一四から五二九の一八まで</p> <p>大字福山字牧原奥五三〇の四の一部、五三〇の七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福山字秋吉五七五の一、五七五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字福山字鴨淵五七六の一、五七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字福山字曲り田</p> <p>大字福山字福渡四一八の一部、四一九の二の一部、四二〇の一部、四七八の二の一部、四七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福山字小谷四八〇の二、四八〇の五の一部</p> <p>大字福山字又谷四八四の二から四八四の四まで、四八六の二から四八六の四まで</p> <p>大字福山字曲り田のうち五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四、五〇五の二の一部、五〇六、五〇七の一部、五〇八の一部、五〇九の二の一部、五二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字福山字直助向谷五二九の二、五二九の一四から五二九の一八まで</p> <p>大字福山字牧原奥五三〇の四の一部、五三〇の七及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字福山字秋吉五七五の一、五七五の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字福山字鴨淵五七六の一、五七六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	

大字福山字直助向谷	大字福山字直助向谷のうち五二九の二から五二九の一八まで以外の区域
大字福山字牧原奥	大字福山字牧原奥のうち五三〇の四から五三〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福山字秋吉	大字福山字曲り田五二五の一部、五二八の一の一部、五二八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字福山字牧原奥五三〇の四の一部、五三〇の五、五三〇の六 大字福山字秋吉のうち五六二の二の一部、五六三の一の一部、五六三の二の一部、五六四の一部、五六六の一部、五七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七五の一、五七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福山字鴨淵五八七の二、五八七の三、五九三の二、五九四の三の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五七六の一、五七六の二、五七七の一、五七七の三、五八七の一と一体をなす国有地の一部
大字福山字鴨淵	大字福山字秋吉五七二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字福山字鴨淵のうち五七六の一、五七六の二、五八七の二、五八七の三、五九三の二、五九四の三の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五七七の一、五七七の三、五八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字福山字福原	大字福山字秋吉五六二の二の一部、五六三の一の一部、五六三の二の一部、五六四の一部、五六六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字福山字鴨淵六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福山字福原のうち六一六、六一七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十九年十一月二十九日現在の地番による。）
大字佐貫字下田	大字佐貫字下田の全域
大字佐貫字柳ノ内	大字佐貫字柳ノ内一〇一八の三の一部、一〇一八の四
大字佐貫字柳ノ内	大字佐貫字柳ノ内のうち一〇一八の三の一部、一〇一八の四以外の区域

鳥取県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
百村眼科医院 財団法人恵仁会 薬局	鳥取市上町二八―五 米子市加茂町二丁目二六	昭和六十年一月一日 昭和五十九年十二月十八日

鳥取県告示第六十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
財団法人恵仁会 薬局	米子市西町三六一―	昭和五十九年十二月一日

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町から同町が行う土地改良事業に係る上三栄地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る福山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市久米町二五九から二六一まで、二六三(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、二六二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和六十年一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

昭和六十年一月十六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字堅岩七四六―三六から同村大字園字西ノ前三までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線、7の地点から9の地点までを順次に通る昭和五十八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、9の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 泊港西防波堤灯台(北緯三五度三〇分五〇秒東経一三三度五六分二六秒)から二四二度〇〇分三二六・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から四五度三〇分五〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一三五度三〇分一六・一〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一四五度〇〇分一七〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から五三度三〇分一九三・三〇メートルの地点

6の地点 5の地点から一四一度〇〇分三四・〇〇メートルの地点

- 7の地点 6の地点から一三一度〇〇分一五・八〇メートルの地点
 - 8の地点 7の地点から二二七度四〇分一一〇・五〇メートルの地点
 - 9の地点 8の地点から二二九度三〇分一五二・五〇メートルの地点
 - 10の地点 9の地点から三二五度〇〇分三六・八〇メートルの地点
 - 11の地点 10の地点から三二七度三〇分七〇・五〇メートルの地点
 - 12の地点 11の地点から五五度三〇分二・八〇メートルの地点
 - 13の地点 12の地点から三二六度〇〇分一三〇・五〇メートルの地点
- (三) 面積
二六、〇〇三・九一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三から同村大字園字一里濱二三三四〇―一までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに園川及び清水川の河川水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 泊港西防波堤灯台から三四八度〇〇分一七六・〇〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一二五度〇〇分二八〇・〇〇メートルの地点
 ウの地点 イの地点から一九二度〇〇分二七〇・〇〇メートルの地点
 エの地点 ウの地点から二三〇度〇〇分三三三・〇〇メートルの地点
 オの地点 エの地点から三二六度〇〇分四〇〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

五 埋立地の用途

一九九、三二九・三〇平方メートル
 漁港施設用地 約二・五五一ヘクタール
 関連用地 約〇・〇四九ヘクタール